

# 1

## 幼児教育・保育の無償化概要

### 幼児教育・保育無償化の具体的なイメージ(例)



#### ■1号認定(教育利用のみの方)

		認定こども園
0～1歳児		利用対象ではありません
2歳児	2歳児	
	満3歳児	無償
3～5歳児		

#### ■新1号認定(教育利用のみの方)

		幼稚園(新制度未移行)
0～1歳児		利用対象ではありません
2歳児	2歳児	
	満3歳児	25,700円/月まで無償
3～5歳児		

#### ■2号・3号認定(保育の必要性がある方)

		保育園、認定こども園(保育利用)、地域型保育施設	
3号	0～2歳児	住民税課税世帯	無償化の対象外
		住民税非課税世帯	
2号	満3 <sup>*1</sup> ～5歳児	無償	

#### ■新2号・新3号認定(保育の必要性がある方)

		幼稚園・認定こども園(預かり保育)	認可外保育施設等
新3号	0～2歳児	住民税課税世帯	無償化の対象外
		住民税非課税世帯	
新2号	3～5歳児	11,300円/月まで無償	42,000円/月まで無償
			37,000円/月まで無償

\*非課税世帯については、世帯によって異なる場合があります。あらかじめこども課にご確認ください。

\*企業主導型施設は日進市を通じた利用給付とはなりませんので、各施設に直接ご確認ください。

※1：2号認定のうち満3歳を迎えた2歳児クラスの子どもについては、住民税非課税世帯のみが無償化の対象となります。